

財政局職員衛生委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 財政局職員(本庁職場に属する者。以下「職員」という。)の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則(平成18年川崎市規則第27号)第9条第3項の規定に基づき、財政局職員衛生委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議し、局長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務上の災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、庶務課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者とする。
- 4 前項に定める委員のうち、半数は財政支部から推薦される職員とする。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする、ただし再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長はこれを召集する。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、庶務課庶務係に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

資産運用課長
税制課長
収納対策課長
衛生管理者
産業医
財政支部から推薦された者